

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

農 政 第 152 号
令和6年9月13日
久慈市長 遠藤 譲一

市町村名 (市町村コード)	久慈市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	夏井地区 (川代・富原・大芦・中崎・門ノ沢・国坂・小田・生平・夏井・黒沼・早坂・田沢・野中・大崎・大湊・駅前・半崎・閉伊の口・鼻館・田中・宇津目・板橋・鳥谷・菱倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農業者の高齢化等により、後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念されている。
- ・イノシシ、シカ、クマ等の鳥獣被害が多く、営農の継続に影響を及ぼしている。
- ・中山間地域では、農地の狭小・不整形・分散や、水不足の農地が多く水田農業の維持に苦慮している。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・まとまりがある集落組織において、集落営農活動や中山間地域等直接支払交付金を活用した保全活動を行う。
- ・水田活用による稲わら、飼料用作物を供給し耕畜連携を図る。
- ・鳥獣被害に対しては自主防衛を基本とし、補助事業を活用するなど関係各所と連携して被害の抑制を図る。
- ・耕作条件の悪い農地であっても営農の継続を旨とするが、柔軟な農地利用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	426 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	検討中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	検討中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。久慈農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現状の利用状況を維持するよう努めるとともに、担い手の希望する条件に合えば、農地の貸付・集積を推進する。 条件の悪い農地については、活用できる補助事業等がないか検討するとともに、条件の改善を図り、借り手がつかないまま耕作放棄地化するのを防ぐよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。 多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に引き続き取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 担い手が活用できる補助制度、融資制度、共済制度等による支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業受託を行う事業体の取組を支援するとともに、農業支援サービスの活用を推進することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制の整備と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	担い手育成、法人化

【選択した上記の取組方針】

- ⑨集落営農組合等と連携しながら、地域農業の研究を行い、新規就農者・担い手の確保育成を図る。
- ⑨集落営農組織等による小中学校と連携した農業体験を实践し農業への関心を醸成する活動を行う。
- ⑦⑨農事組合業法人を立ち上げる等、受け手を確保し、生産量の維持を図る。
- ⑦地域内農家相互の連携を深める。
- ⑦農家所得向上に繋げる研究活動、事業を展開する。
- ⑦⑨担い手への集約により、耕作放棄地の防止・解消推進を図る。
- ①野生鳥獣被害を軽減するため、電気柵等機器の購入補助金(市・1/2)を積極的に活用するとともに、機器の適切な維持管理に努める。あわせて、効果的な追い払い方法等について情報収集に努める。